

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

南海トラフ地震対策特別措置法の今後の流れについて

平成25年度

<地域指定関係>

- ・南海トラフ地震
防災対策推進地域
- ・南海トラフ地震津波
避難対策特別強化地域

<計画立案作業>

- ・南海トラフ地震
防災対策推進基本計画

11月29日 法律公布

12月27日 法律施行

1月17日 中央防災会議
(地域指定の諮問)

1月20日 都府県向け説明会・市町村向け説明会 開催

- ・指定に向けた各種調整
 - 関係都府県への意見聴取
 - 関係都府県から
関係市町村への意見聴取

- ・内閣府における
基本計画案の作成

3月28日

- ・中央防災会議：推進地域・特別強化地域の指定に係る答申、基本計画の決定
- ・内閣総理大臣：推進地域・特別強化地域の指定

平成26年度

防災業務計画（推進計画）の修正（指定行政機関・指定公共機関）

地域防災計画（推進計画）の修正
(関係都府県・関係市町村の地方防災会議)

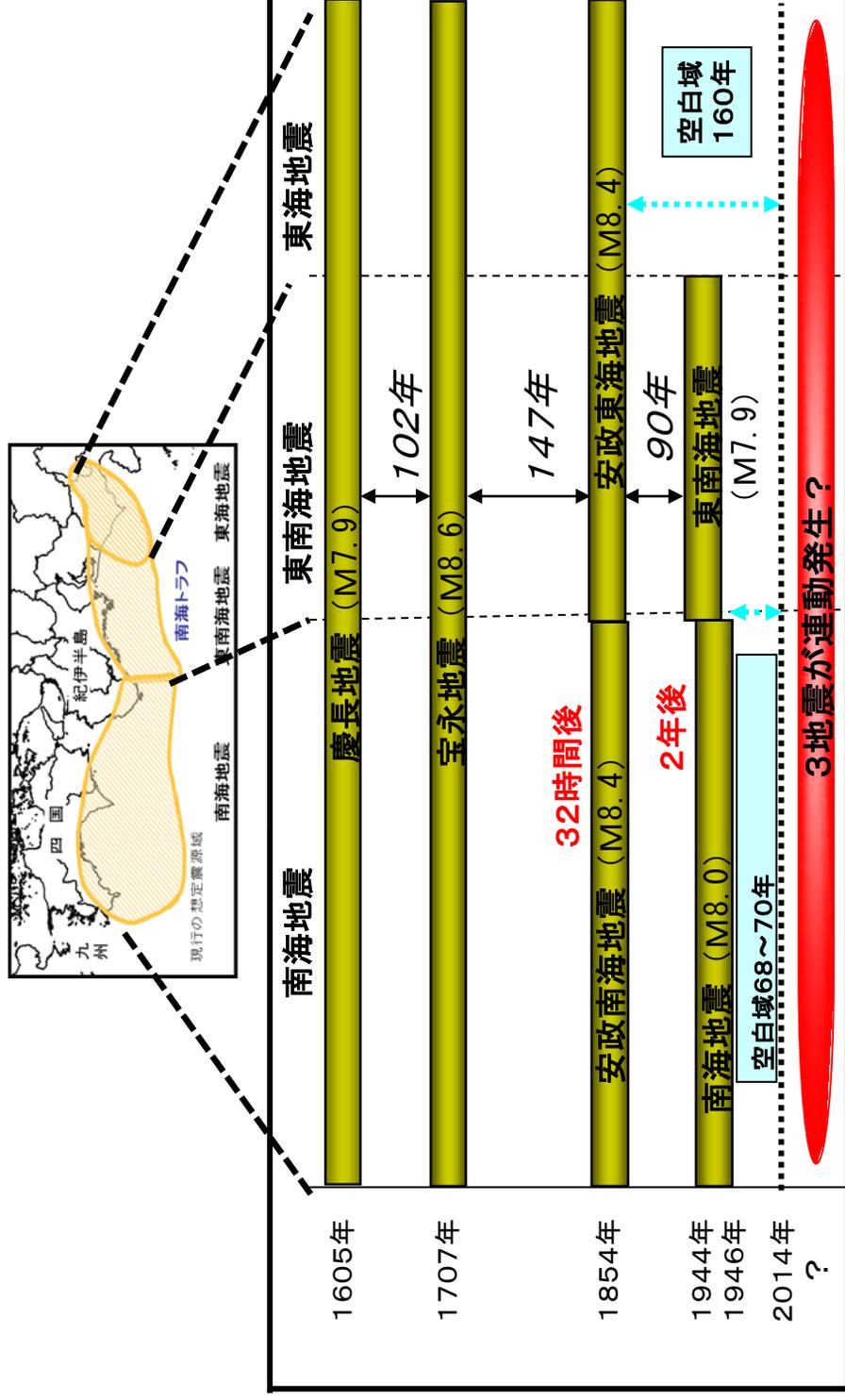
津波避難対策緊急事業計画の作成（市町村）

- ・関係都府県への意見聴取
- ・総理大臣の同意（関係省庁調整）

津波避難対策緊急事業の実施

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

○ 概ね100～150年の間隔でM8程度のクラスの大規模地震が発生



○ この地域における地震(M8～M9クラス)の30年以内の発生確率



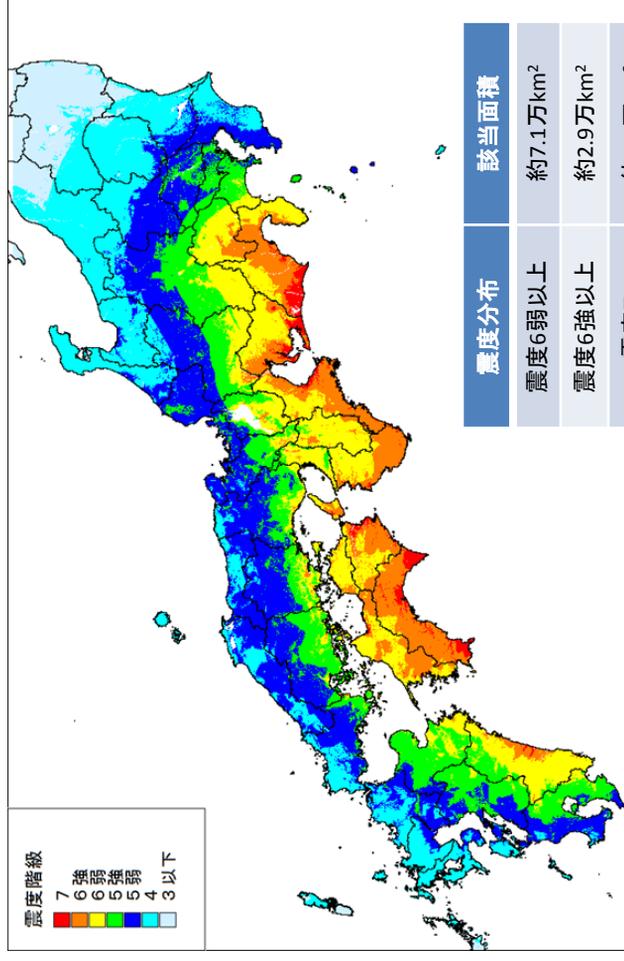
70%程度

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

○ 東北地方太平洋沖地震を教訓とし、科学的に想定し得る最大規模 (M9クラス)の地震・津波を検討

震度の最大値の分布図(重ね合わせによる)

(推計した5ケースの震度分布(強震波形計算による震度分布)4ケースと経験的手法による震度分布)を重ね合わせたもの

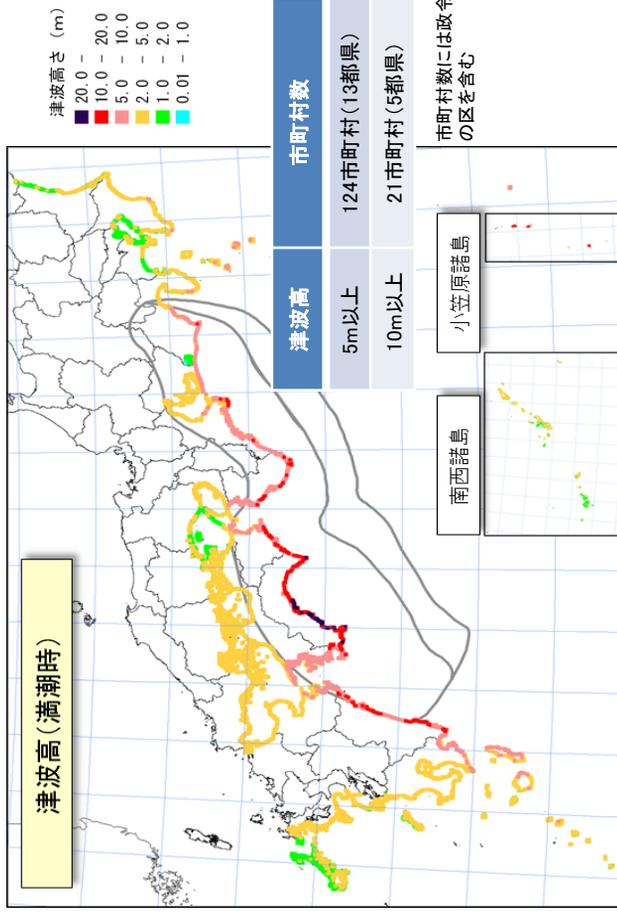


○ 千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低いものの、仮に発生すれば超広域にわたる甚大な被害が発生

南海トラフ巨大地震による津波高分布

【ケース④「四国沖」に大すべり域+超大すべり域」を設定】

【ケース④「四国沖」に大すべり域+超大すべり域」を設定】



南海トラフ巨大地震の被害想定(被害が最大となるケース)

	マグニチュード ^{※1}	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害(全壊棟数)
東北地方太平洋沖地震	9.0	561km ²	約62万人	約18,800人 ^{※2}	約130,400棟 ^{※2}
南海トラフ巨大地震	9.0(9.1)	1,015km ² ^{※3}	約163万人 ^{※3}	約323,000人 ^{※4}	約2,386,000棟 ^{※5}
倍率		約1.8倍	約2.6倍	約17倍	約18倍

※1:()内は津波のMw。 ※2:平成24年6月26日緊急災害対策本部発表。 ※3:浸跡・水内分地震動に対して正常に震害する場合は想定浸水域。 ※4:地震動(浸跡・津波ケース④)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合の被害。 ※5:地震動(浸跡・津波ケース⑤)、時間帯(冬・夕方)、風速(8m/s)の場合の被害。

推進すべき地震防災対策の考え方

発生頻度により二つのレベルを想定、防災・減災の目標を設定し対策を推進

レベル1

発生頻度は高く、大きな被害をもたらす地震・津波(間隔が数十年から百数十年に一度程度)

地震対策

○人的・物的被害の絶対量を減らす観点から、耐震化、火災対策等を推進

レベル2

発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大規模の地震・津波

津波対策

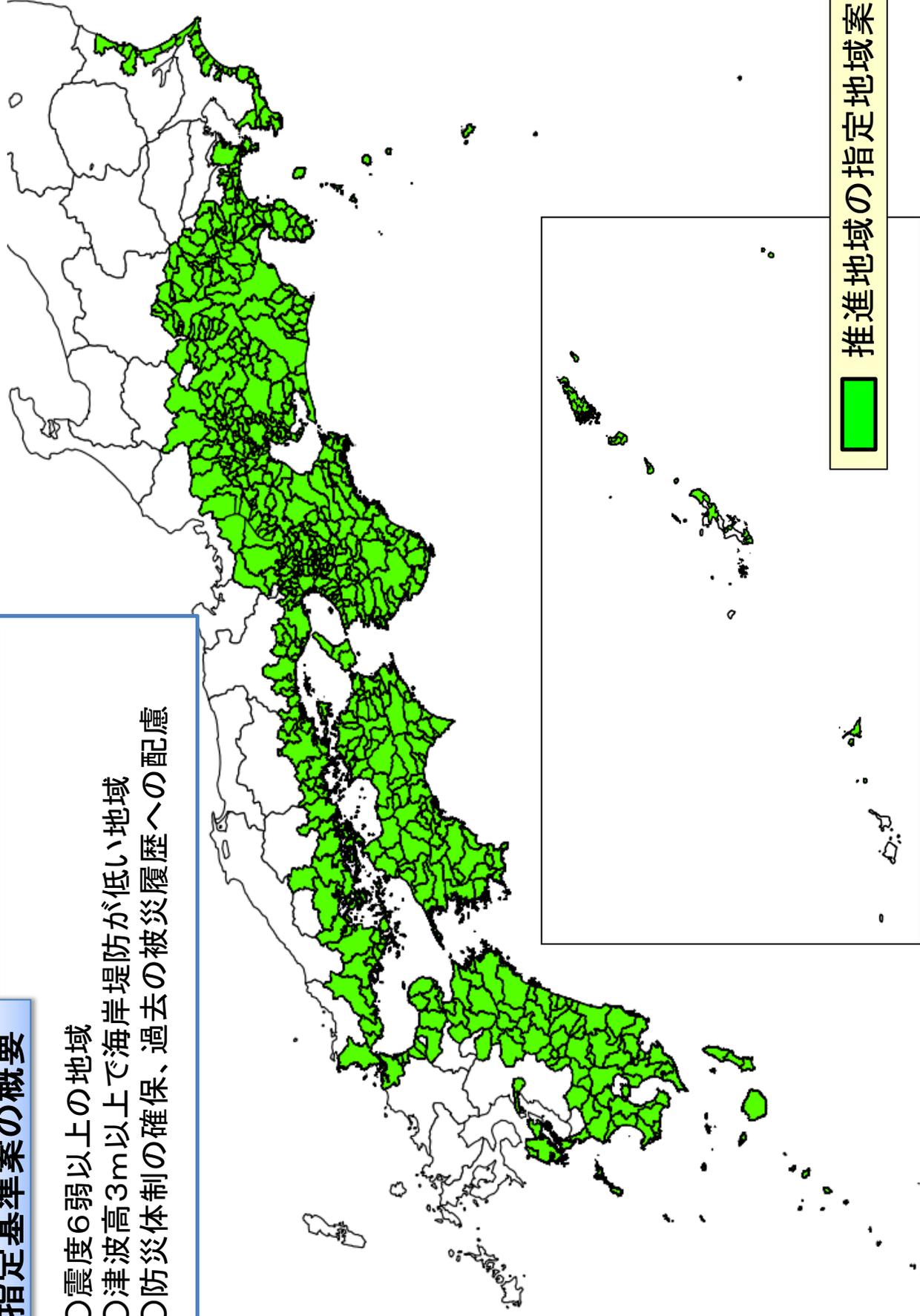
○海岸保全施設整備等のハード対策を推進
○ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて対策を推進

○住民避難を軸に「命を守る」ことを目標
○情報伝達、避難施設・避難路等の整備、土地利用等のソフト対策とハード対策を総動員した、総合的な対策を推進

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定案

指定基準案の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

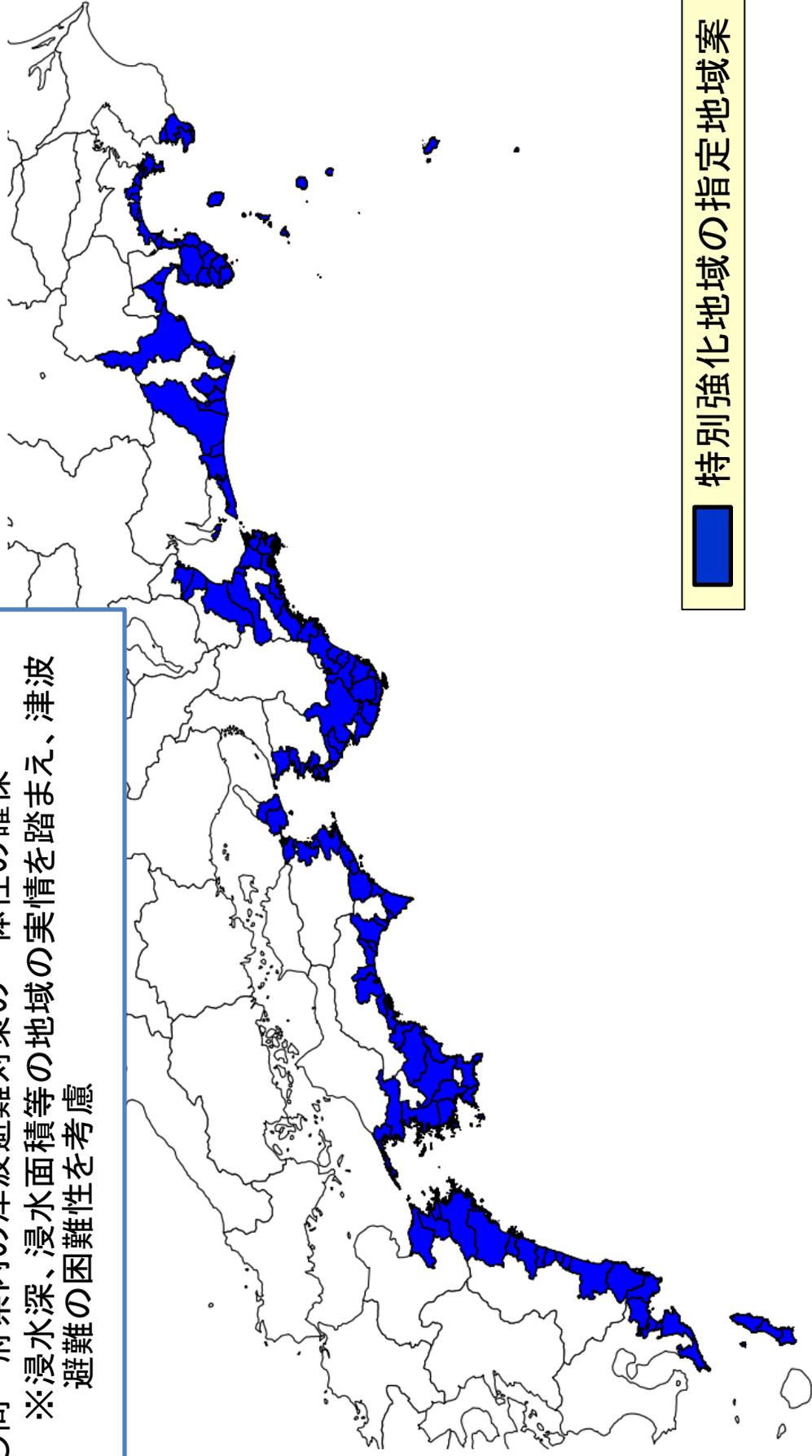


推進地域の指定地域案

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定案

指定基準案の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



特別強化地域の指定地域案

津波避難対策緊急事業

- 津波避難対策特別強化地域内の市町村長が作成する平成26年度以降の年度を初年度とする概ね5か年の計画（津波避難対策緊急事業計画）に基づき実施される、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業

【事業内容】

① 津波からの避難場所及び避難経路の整備（津波避難タワー、高台へ通じる避難経路等）

⇒ 国庫負担割合2/3へ高上げ(通常1/2)

② 集団移転促進事業

- ⇒ 土地確保に資するための農地転用の許可要件の緩和(農地法の特例)
- ⇒ 土地利用基本計画の変更等に基づく協議、許認可等の処分についての円滑な実施のための配慮

③ 集団移転促進事業に関連して移転が必要な配慮者の利用施設の整備(社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、病院等)

- ⇒ 集団移転促進法の適用(用地取得等に要する経費を補助、国庫負担割合3/4)
- ⇒ 移転する公共施設等の除却に係る経費について地方債を充当(地方債の特例)
- ⇒ 必要な財政上及び金融上の配慮を措置(補助対象、優遇融資対象の拡充等(予定))

避難施設(例)

